

正誤表	わかる！司法書士 必出3300選／全11科目 [1] 民法編 第3版
-----	------------------------------------

本書において、下記の誤りがございました。

ここに訂正させていただきますとともに、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

該当ページ	該当箇所	誤	正	備考	訂正反映
137	フキダシ内2行目	(398の11 I 但)	(398の11 II)		・3刷修正済み ・電子書籍未対応
139	事例①の表組み「AからCに対する抵当権の譲渡」「指針」の1行目	Aは BC との関係で優先権を失う	Aは C との関係で優先権を失う		・3刷修正済み ・電子書籍未対応
156	問07 解説の1～2行目	「訴訟 における 被告」	「訴訟 の 被告」		・3刷修正済み ・電子書籍未対応
183	表組み「譲渡された債権」「受働債権として相殺」の3行目	(468 II)	(469 I 参照)		・3刷修正済み ・電子書籍未対応
215	③受任者の義務の表組み「復委任の可否」の3行目の末尾	(104)	(644の2I)		・3刷修正済み ・電子書籍未対応
217	「1 契約類型」の1行目	原則：無償・ 双務 ・諾成・不要式契約	原則：無償・ 片務 ・諾成・不要式契約		・増刷未対応 ・電子書籍未対応
228 〔法改正〕	問08	A(男性)との婚姻中に懐胎していたB(女性)が、…と再婚をすることができる。	問題文と解答・解説を削除	民法等の一部を改正する法律(令和4年法律第102号、令和6年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
229 〔法改正〕	⑥婚姻障害の不存在の表組み「④再婚禁止期間」	「④再婚禁止期間」	「④再婚禁止期間」の項目ごとすべて削除	民法等の一部を改正する法律(令和4年法律第102号、令和6年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
231 〔法改正〕	③取消事由、取消権者、及び取消制限等の表組み「重婚」「取消権者」	④ 当事者 の配偶者	④ 前 配偶者	民法等の一部を改正する法律(令和4年法律第102号、令和6年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
231 〔法改正〕	③取消事由、取消権者、及び取消制限等の表組み「再婚禁止期間違反」	「再婚禁止期間違反」	「再婚禁止期間違反」の項目ごとすべて削除	民法等の一部を改正する法律(令和4年法律第102号、令和6年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
235	③法定代理人の同意の要否の表組み「未成年者」の「婚姻」	○	×		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
235	④法定代理人の同意の要否の表組み ○の説明	○： 父母 の同意が必要	○： 法定代理人 の同意が必要		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
259	1 相続人の順位及びその法定相続分の表組み「第一順位」の注番号	子、その代襲相続人 1/2 ▶ 1、2	子、その代襲相続人 1/2 ▶ 1		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
264	問15 問題文の2行目	相続財産の 管理 人を選任する…	相続財産の 清算 人を選任する…		・3刷修正済み ・電子書籍未対応
265	3 限定承認の表組み下 注2の3行目	単独 承認をしたものとみなされる場合	単純 承認をしたものとみなされる場合		・3刷修正済み ・電子書籍未対応
265	2 特別縁故者に対する相続財産の分与の表組み「意義」の1行目	相続人ではないが被相続人 と 特別縁故者	相続人ではないが被相続人 の 特別縁故者		・3刷修正済み ・電子書籍未対応

正誤表	うかる！ 司法書士 必出3300選／全11科目〔1〕 民法編 第3版
-----	------------------------------------

本書において、下記の誤りがございました。
ここに訂正させていただきますとともに、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

該当ページ	該当箇所	誤	正	備考	訂正反映
286	2番目のQ&A「Q」の1行目	p270の問13に関して、・・・	p270の問12に関して、・・・		・2刷修正済み ・電子書籍未対応